

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

当監査法人は「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」がその念頭においている大規模な監査法人ではないことから、本原則を採用してはおりませんが、当監査法人の特性等を踏まえた最も適切と考える方法により、監査品質の維持向上及び継続的な改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営を行っております。

現在の本原則への対応状況については、以下となります。尚、下記の内容は2017年5月31日時点のものであり、変更、更新等があり次第、随時変更して参ります。

原則・指針	説明
【監査法人が果たすべき役割】	
原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人の品質管理方針内において、当法人が果たすべき使命を明確にし、それを果たすためにはいかなる状況でも監査の品質を第一とすべきことを謳っており、その内容をすべてのメンバーで共有しております。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人はその使命として、監査業務を通じて、利害関係者への情報の信頼性を確保すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以ってグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献することを挙げております。その使命を果たすべく、当法人の構成員が専門家として、それを実践するために守るべき規範としての品質管理方針を定めております。また、 <i>One Team No Border</i> というコンセプトを共有し、真の専門家としての大切な要素として、高度な専門能力、高い倫理観及び熱意を掲げております。
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門員の評価の際に品質管理について重要な要素として位置付けております。また、法人として品質について決して妥協しない姿勢を明確にすることにより、各個人がそのための能力を十分に発揮できる状況を確認しております。
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は中小規模であるため、お互いの顔の見える範囲で業務を遂行し、知識の蓄積、情報共有を自然な形で実施しております。また、ランクの上下にかかわらず積極的な議論、意見交換を行うフラットな組織風土を有しております。
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	非監査業務を経験することが、昨今クライアントの活動、取引がグローバル化、高度化、スピード化する中、監査業務上もその品質においてプラスの影響をもたらすと考えております。一方で職業倫理の観点から、監査クライアントに対する非監査業務は厳格な規制を行っております。
【組織体制】	
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	当法人は大規模な法人ではないため、特別な経営機関を設置していませんが、社員会による適切な組織運営を行っております。
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 	監査業務の重要性に応じて審査体制に差異を設ける等により、重要な業務については厳格な対応をしております。 外部環境の適切な把握分析のため、データ提供会社からの情報の入手、専門紙の定期購読、専門書の購入等、必要な情報を可能な限り適時かつ十分に入手を行えるような体制の構築に努めております。また、被監査会社との間では経営層をはじめとするキーパーソンとの間で定期的に積極的な意見の交換を行うようしております。
2-3 監査法人は、経営機関の構成員が監査業務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	当法人は中小規模であるため、独立した経営機関を設置していません。社員会の構成員はその任命の際に、監査業務に精通していることのみならず、当法人のその時々々の規模、実情に合った形で適切な組織運営にも適しているか否かという観点も考慮しております。
原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	当法人は中小規模であるため、独立した監督・評価機関を設けていませんが、社員会における健全な議論により、適切な監視機能を果たしております。
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	当法人は中小規模であるため、独立した監督・評価機関を設けておらず、その構成員として独立性を有する第三者を選任していませんが、認識された課題の内容に応じて適切に対応すべく、顧問を複数名（現在4名）任命し、随時相談を行ったり、その知見を活かしたりする体制を整えております。
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 	3-2をご参照ください。

<ul style="list-style-type: none"> 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	
3-4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	3-1をご参照ください。

【業務運営】

原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
------	--

指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は中小規模であり、互いの顔の見える範囲内で業務を遂行しております。そのため、マネジメントの考え方やポリシーの共有、現場のチームとの意見交換は随時、公式・非公式に行っております。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	職業的専門家としての能力の保持、研鑽、発揮（職業的懐疑心の適正な発揮を含む）は専門員の評価において重要な要素としております。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への志向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<p>構成員のそれぞれの経験や能力を把握し、クライアントの業種やリスク内容に応じて、適切な人材を配置するようにしております。</p> <p>非監査業務へのアサイン、グループ内での人事交流を監査の品質の向上の観点からも積極的に実施しております。</p> <p>会計監査に関する専門的知識や経験を評価における重要な要素とするとともに、各メンバーの経験、能力、適性を適切に把握し、業務の内容に応じた適切なアサインが可能となるようにしております。</p>
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査業務の中でマネジメント及び監査役とのディスカッションを適時・適切に行うこととしております。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当法人のHP上、監査ホットラインを設けており、また、品質管理規程において通報者に対して不利益が起こることがないように条件を設けております

【透明性の確保】

原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------	---

指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	現状「透明性報告書」といった形での文書の作成・開示は行っておりませんが、当法人として作成・開示が可能な書類により適切な開示を行う方針としております。
5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 経営機関の構成や役割 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>文書による開示は実施しておりませんが、当法人の品質管理規程上、監査の品質を重視する姿勢は明確に謳っております。</p> <p>文書による開示は実施しておりませんが、当法人の品質管理規程上に謳っております。</p> <p>1-5をご参照ください。</p> <p>当法人は中小規模の監査法人であるため、現在社員会がその役割を担っております。</p> <p>当法人は中小規模の監査法人であるため、独立した監督・評価機関を設けておりません。</p> <p>当法人は独立した監査・評価機関を設けておりません。監査品質の向上は継続的に実施しており、その実効性については社員会にて議論の対象としておりますが、規模の拡大に応じてその検証の仕組みについても検討して参りたいと存じます。</p>
5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は中小規模の監査法人であるため、資本市場の参加者等との意見交換といったことは行っておりませんが、今後の規模拡大に応じて、積極的に検討して参りたいと存じております。尚、クライアントの間では、マネジメント、監査役との定期的なディスカッションの中で積極的な意見交換を行うこととしております。
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	5-2をご参照ください。
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換については、5-3をご参照ください。また、本原則への対応状況やその評価、それに応じた改善については社員会にて議論を行うこととしております。